

Sophia-R

Sophia University Repository for Academic Resources

Title	戦間期ポーランドの「クレスィ諸法」について：第一次世界大戦後の国際秩序の枠組における少数者保護
Author(s)	貞包, 和寛
Journal	上智ヨーロッパ研究
Issue Date	2023-03-07
Type	Departmental Bulletin Paper
TextVersion	publisher
URL	https://digital-archives.sophia.ac.jp/repository/view/repository/20230316001
Rights	



上智大学
SOPHIA UNIVERSITY

戦間期ポーランドの「クレスィ諸法」について ——第一次世界大戦後の国際秩序の 枠組における少数者保護——

貞包和寛

The Acts on Eastern Borderlands (*ustawy kresowe*) of Interwar Poland: Minority Protection in the Framework of the International Order after World War I

Kazuhiro Sadakane

Abstract This paper examines the Acts on Eastern Borderlands (in Polish: *ustawy kresowe*) which were established in 1924 in Interwar Poland (the Second Republic).

Poland was the most ethnically diverse state in Interwar Europe. In total, 30% of the population consisted of minorities (including Ukrainians, Belarussians, Jews, Germans, and Lithuanians). These minorities densely populated municipalities of the Eastern Borderlands (in Polish: *Kresy*). Consequently, the Polish government established the Acts on Eastern Borderlands on July 31, 1924. This minority protection was influenced by the international order, especially the Little Treaty of Versailles, ratified at the Paris Peace Conference in 1919. These Acts regulated the use of Ukrainian, Belarussian, and Lithuanian in civic life (e.g., administrative offices, courts, prosecutors' offices, notary offices, and schools). Although the Acts seemed to be tolerant toward minority groups, they established various restrictions on the use of non-Polish languages in civic life. Moreover, the Acts did not refer to the Jewish minority, which was the second largest group in Poland at the time. Conversely, Lithuanians enjoyed the same linguistic rights as Ukrainians and Belarussians, although despite being one of the smallest minorities in Poland. It can be argued that the Acts on Eastern Borderlands did not consider the population of each minority group. Rather, the Acts were a tool utilized by the Polish government to control specific minority groups.

I. 序論

1. 本論文の概要

本論文の目的は、戦間期のポーランド共和国（いわゆる第二共和国）で少数者政策の一環として成立した「クレスィ諸法 *ustawy kresowe*」と称される一連の法律を分析し、その性質を明らかにすることにある。

アメリカとソ連の二カ国が第二次世界大戦後の国際社会において強い影響力を行使したように、戦争の結果がその後の国際秩序のあり方に影響を与える事例は珍しいものではない。第一次世界大戦後のヨーロッパにおいても、戦勝国側の主導のもとヴェルサイユ体制が構築され、戦間期における国際秩序となった。ヴェルサイユ体制は一般的に、ドイツをはじめとする敗戦国を封じ込めるための枠組と説明されることが多い。しかし少数者保護の歴史から見ると、ヴェルサイユ体制は少数者保護を国際秩序の中に組み込んだという側面がある。同盟および連合国はヨーロッパの一部の国家に対し、当該国家内の少数者の権利に配慮するよう、各国との個別条約の中で取り決めていたからである。これにより、少数者の存在や主張が国際社会の中でも広く認知されることとなった。

独立を回復したばかりのポーランド共和国は、この体制下で極めて困難な立場に置かれることとなった。総人口の約 30% を少数者（非ポーランド系市民）が占めていたポーランドは、当時のヨーロッパにおける最大の多民族国家だったからである（Łozińska; Łoziński 2012: 8-9）。なかでもルシン（ウクライナ）人¹、ベラルーシ人、ユダヤ人の数は多く、これら 3 集団のみで総人口の 27% 近くを占めていた。とりわけ、当時のポーランド東部地域（いわゆる「クレスィ *Kresy*」）においてはルシン人、ベラルーシ人が人口の最大多数を占める自治体もあり、住民の民族構成は国内でもっとも多様であった。

その一方、100 年以上に渡る分割期の影響により、少数者の同化・排除を標榜するポーランド民族主義が国内最大の政治勢力として存在していた。特に 1919 年まで戦争状態にあったウクライナ・ポーランド間には激しい政治的対立があり、時として要人暗殺などのテロ行為に至る場合もあった（貞包 2022: 90）。しかし同時に、ポーランドと同盟および連合国との間に 1919 年に交わされたヴェルサイユ小条約 *Little Treaty of Versailles* は、ポーランド国家が国内の少数者の権利について一定の配慮をするよう求めていた。すなわち、少数者をめぐって相矛盾する諸条件が混在していたのである。

こうした状況のなか、当時のポーランドでは、言語的・民族的・宗教的少数者に対する法律が多数成立した。同時代の法学者カジミェシ・ケルスキがまとめたところによると、少数者に関連する国内法は主要なものだけでも20を数える (Kierski 1939: 139–195)。それら諸法律のなかでも最重要と見なされているのが、1924年7月31日に成立した三つの法律——**国家語法、法務言語法、学校法**——である²。これらの法律は、少数者に属する住民が特に多かった東部地域（クレスイ）を対象としていたことから、「クレスイ諸法 *ustawy kresowe*」と呼ばれ、現在でもこの呼称が学術的に使用されている。クレスイ諸法は、ルシン（ウクライナ）系、ベラルーシ系、リトアニア系の3集団に対して、彼らの母語が公共の場（行政、法務、学校教育）で使用されることを部分的ながら認めており、一見すると少数者への譲歩あるいは保護政策の一環であるように見える。

しかし本論文の分析により、クレスイ諸法は実際には少数言語の使用に高いハードルを設けており、保護対象となる少数者の選択そのものにも不合理な点があることが明らかになった。

2. 本論文の意義

戦間期ポーランドに関する事象は歴史学などの分野で頻繁に取り上げられるが、言語政策に関して言えば、先行研究はそれほど多くない。とはいえ、先述のカジミェシ・ケルスキ Kazimierz Kierski による著作 (Kierski 1939) ならびにイェジ・オゴノフスキ Jerzy Ogonowski による著作 (Ogonowski 2000) の二つは重要であるため、本節でそれらの特徴をまとめていく。

ケルスキの著作 (Kierski 1939) は戦間期ポーランドの少数者に関する諸規定を国際条約から国内法まで整理したものであり、法律文本文も含む学術書である。少数者に関する当時のポーランドの法律は数も多い上に、ドイツ系少数者の多かったシロンスク（シュレジェン）地方などには個別の国内法が整備されるなど、複雑な様相を呈していた³。ケルスキの研究はこうした複雑さを体系的に整理している点で高く評価されるが、分析そのものはポーランドに多分に同情的なきらいがある⁴。

オゴノフスキの著作 (Ogonowski 2000) も同様に、当時の言語政策、少数者政策を広汎に扱っている。無論、クレスイ諸法の記述にも相応の量が割かれており、分析そのものも中立的である。しかしオゴノフスキの記述は概して、法律の成立過程を解明していくスタンスであり、法律文への言及じたいは比

較的簡潔である。

いずれの研究も非常に浩瀚な学術書であるものの、著者それぞれの着眼点の違いから、法律への言及の方法にも異なりが生じているといえるだろう。本論文では、政策研究の一次資料である法律文に改めて立ち戻り、戦間期ポーランドの言語政策において最も代表的な法律であったクレスイ諸法の特性について明らかにしていく。

II. クレスイ諸法成立の背景

1. ヴェルサイユ小条約の締結

アメリカ合衆国大統領ウッドロー・ウィルソンが1918年1月8日に米国議会にて発表した「十四か条の平和原則」はよく知られている。この平和原則はウィルソンによる戦後世界の構想を示すものであり、第13条においてポーランドの独立回復が述べられていた。その後1919年6月に締結された対独平和条約（ヴェルサイユ条約）第87条もドイツによるポーランド独立の承認について述べている。また、同条約第93条では、独立後のポーランドが国内の少数者保護のため何らかの措置を取るべきことが明記されていた。

ポーランドは、主たる同盟および連合国との間の条約において、人種・言語・宗教において多数派とは異なるポーランドの住民の利益を保護するために、これらの諸国家が必要と認める措置を具体化することを受諾し、同意する⁵。

引用文中にあるように、ポーランドが少数者に対して取るべき措置の詳細は個別の条約において定められることとなっている。この個別の条約に該当するのが、ポーランドと連合国の間で締結されたヴェルサイユ小条約であった⁶。対独平和条約（ヴェルサイユ条約）と同年月日に締結されたために「小条約 Little Treaty」の名で呼ばれることがあり、本論文でもこの名称を使用する⁷。

ヴェルサイユ小条約は全21条からなる。前半部（第1章＝第1-12条）は市民権、法の下での平等、少数者の権利保護などの内容が含まれるのに対して、後半部（第2章＝第13-21条）では外交、通商、移動、通信などの国際的ルールについて言及されている。以下、少数者の権利に直接に関わる重要な箇所

戦間期ポーランドの「クレスィ諸法」について
 ——第一次世界大戦後の国際秩序の枠組における少数者保護——

の概略を示す。

【表 1】小条約と少数者保護の内容の概略

条	条文の概略
第 2 条	すべてのポーランド国民は、出生、国籍、言語、宗教にかかわらず、生命と自由が保障される。
第 8 条	人種・信仰・言語的に異なる集団は、事実上ならびに法律上、他のポーランド国民と同様に保障される。これらの集団は自らの社会的・宗教的・学校的組織を設営・管理する権利を有する。
第 9 条	言語的少数者の児童に対し、初等教育において一定の言語的配慮が行われる。また、公的資金から少数者への補助が行われる。
第 10 条	ユダヤ人共同体は国の監督の下、公的資金の援助を受けてユダヤ人学校を管理・運営する。
第 11 条	ユダヤ人は安息日において、出廷などを含むいかなる行為も強制されない。同時にポーランドは、選挙や選挙登録が土曜日に行われることを控える。
第 12 条	条約が定める義務に違反が見られる場合、国際連盟理事会は指示や措置の形で解決策を講じる。少数者問題における見解の相違は、最終的には常設国際司法裁判所に解決が委託される。

第 2、8、9、12 条が一般的規定であるのに対して、第 10、11 条ではユダヤ人が直接に名指しされている。小条約内で具体的な集団名が挙げられるのはユダヤ人のみである。この措置の理由は不明であるが、いずれにせよ、ユダヤ人が小条約において特別の位置を占めていた事実が指摘できる。

こうした取り決めは決して形式だけのものではなかった。というのも、小条約第 12 条に示されるように、戦後に設立された国際連盟理事会は、場合に応じて少数者問題に介入できる権利を有していたからである。よって、ポーランドは国内の少数者保護に関して一定の具体的な措置を取る必要があった。当時、ポーランドの他にチェコスロヴァキア、ユーゴスラヴィア、ルーマニア、ギリシアが類似の条約を個別に締結している（篠原 2015: 76）。

この体制が不平等な性格を有していたことは言うまでもない。上記の国名から分かるように、少数者保護の取り組みは戦後に成立した新興国や小国のみに限られており、連合国の中核を担っていたいわゆる五大国（米英仏伊日）

は少数者保護の義務を負っていなかった。また、国際連盟理事会を構成する国家は少数者問題に関して条約締結国に介入することが制度的には可能であり⁸、国家間の外交的衝突の可能性を秘めていた⁹。ポーランドは小条約の内容を自国の主権に対する制約とみなし、条約締結に強く反対した。しかしポーランド独立回復を強く後押しするフランス側の交渉もあり、結果的には小条約を締結することとなった (Hilpold 2020: 210–211)。

2. 戦間期ポーランドの人口構成と政治情勢

戦間期のポーランド共和国の領土は、今日のポーランドの領土と比較すると大きく東に偏っており、現在のリトアニア、ベラルーシ、ウクライナの一部を含むものだった（【図1】を参照）。

【図1】戦間期ポーランドの領土¹⁰



とりわけ、「クレスィ Kresy」と呼ばれていた東部地域にはルシン（ウクライナ）系、ベラルーシ系少数者が集住しており、なかには少数者が最大多数を占める自治体も存在した。以下に、1921年国勢調査における「民族 narodowość」の回答結果、ならびに1931年国勢調査における「母語 język ojczysty」の回答結果を示す。

戦間期ポーランドの「クレスィ諸法」について
 ——第一次世界大戦後の国際秩序の枠組における少数者保護——

【表 2】

1921 年国勢調査「民族」回答結果¹¹

分類	人口 (人)	比率
合計	25,694,700	100.00
ポーランド系	17,789,287	69.23
ルシン系	3,898,428	15.17
ユダヤ系	2,048,878	7.97
ベラルーシ系	1,035,693	4.03
ドイツ系	769,392	2.99
ロシア系	48,920	0.19
チェコ系	30,628	0.11
リトアニア系	24,044	0.09

【表 3】

1931 年国勢調査「母語」回答結果¹²

分類	人口	比率
合計	31,915,779	100.00
ポーランド語	21,993,444	68.91
ウクライナ語 ¹³	3,221,975	10.09
イディッシュ語	2,489,034	7.98
ルシン語	1,219,647	3.82
ベラルーシ語	989,852	3.10
ドイツ語	740,992	2.32
ヘブライ語	243,539	0.76
ロシア語	138,713	0.43
リトアニア語	83,116	0.26
チェコ語	38,097	0.11

民族的帰属と母語（第一言語）意識は単純に同一視できないものの、二つの国勢調査は戦間期ポーランドが多民族国家であったことを如実に示している。当時のポーランドにおける少数者は単に数的に大きな存在であったわけではなく、政治的にも強力な集団を形成していた。少数者の主要政党は議会の場において野党連合「民族的少数者ブロック Blok Mniejszości Narodowych」を結成し、この連合は 1922 年の議会選挙で第 3 位の地位を得ている。また、1923 年の下院第 10 回審議において、ベラルーシ系議員ブラニスラウ・タラシキェヴィチ Браніслаў Тарашкевіч とウクライナ系議員サミイロ・ピドヒルスキイ Самійло Підгірський がポーランド民族主義を厳しく批判したことが速記録のなかに残されている¹⁴。

とはいえ、当時のポーランドではポーランド民族主義、とりわけロマン・ドモフスキ Roman Dmowski が創設した国民民主党が最大の政治勢力として存在していた。国民民主党は一貫して少数者を、国家形成能力のない劣った集団とみなし、ポーランド民族に同化することを主張していた (Mironowicz 2000: 13-14)。国民民主党は 1922 年の議会選挙において右派諸政党やキリスト教民主主義らと共に選挙協力体制「国民統一キリスト教連盟 Chrześcijański Związek Jedności Narodowej」を構築し、第 1 位の地位を得ている。また、クレスィ諸法成立を主導した内閣首班ヴワディスワフ・グラプスキ Władysław Grabski

や、クレスィ諸法準備のために設立された四人委員会のメンバーであったスタニスワフ・グラプスキ Stanisław Grabski（上記の首相ヴワディスワフの兄）なども国民民主党系の政治家であった。

3. 第II章小括

本章では、クレスィ諸法の背景として、当時のポーランド国外・国内の情勢を概観した。まとめると、当時のポーランドは少数者問題に関して極めて難しい立場に置かれていたことが分かる。ポーランドはヴェルサイユ小条約の取り決めにより、少数者問題について一定の措置を取ることが国際的に求められていた。この取り決めをポーランド側は否定的に捉えていたものの、少数者問題が国際連盟の介入を引き起こしうることを考慮すれば、小条約の規定は無視できるものではなかった。

一方で国内に目を向けると、少数者の政治的影響力も決して小さいものではなかったものの、少数者排斥を公然と標榜するポーランド民族主義が最大の政治勢力として存在していた。とりわけ、クレスィ諸法成立に際して国民民主党系の政治家が中核をなしていた事実も重要である。クレスィ諸法は少数者の言語的権利に関する法律であったが、必ずしも少数者に肯定的な状況下で成立したわけではないことに留意する必要があるだろう。

III. クレスィ諸法の分析

1. クレスィ諸法一覧と用語の確認

本章より、クレスィ諸法の分析に入る。はじめに、クレスィ諸法の一覧と、本論文におけるそれらの略称を以下にまとめる。

【表 4】クレシ語法一覧

正式名称／文書番号	略称
国家語ならびに政府・地方行政当局の公用語に関する 1924 年 7 月 31 日の法律／Dz. U. 1924 r. Nr 73, poz. 724	国家語法
裁判所、検察、公証の公用語に関する 1924 年 7 月 31 日の法律／Dz. U. 1924 r. Nr 78, poz. 757	法務言語法
学校組織に関する諸決定を含む 1924 年 7 月 31 日の法律／Dz. U. 1924 r. Nr 79, poz. 766	学校法

本章 2 節以下では、これら三つの法律を順に分析していく。また、必要に応じて、これらの法律に付随する施行命令、施行指示も随時参照する¹⁵。

次に、クレシ語法において使用される独自の用語について予め確認する。

(1) 国家語 *język państwowy*

国家語法第 1 条にて「ポーランド共和国の国家語はポーランド語である」旨が定められている。他のクレシ語法（法務言語法、学校法）でも使用されており、いずれの法律においてもポーランド語のみを指す。

(2) 母語 *język macierzysty*

クレシ語法においては、ルシン（ウクライナ）語、ベラルーシ語、リトアニア語のいずれかに言及される際に使用される。本論文では山括弧に入れて“〈母語〉”と書くことにより、クレシ語法に独自の用語であることを示す。

2. 国家語法の分析

国家語法は全 10 条からなる。構成を概略的に示すと以下ようになる。

【表 5】国家語法の構成の概略

条	条文の概略
第 1 条	ポーランド語を国家語と定め、その使用をすべての政府・地方行政当局に義務付ける。
第 2-8 条	東部地域（クレシ）の一部自治体では、行政的手続きや議会においてルシン（ウクライナ）語、ベラルーシ語、リトアニア語いずれかの〈母語〉の使用が部分的に認められる。
第 9-10 条	法制定に関する手続き

【表5】から分かるように、国家語法の大部分は第1条の例外規定（第2-8条）が占めている。このうち第2条では、〈母語〉が使用できる自治体が挙げられている。

【表6】国家語法第2条における少数者と自治体の組合せ

少数者	自治体名
ルシン系	ルヴフ県、タルノボル県、スタニスワヴフ県、ヴォウイン県、ポレシェ県
ベラルーシ系	ポレシェ県、ノヴォグルデク県、ヴィルノ県、ビャウイストク県グロドノ郡、同県ヴォウコヴィスク郡
リトアニア系	ヴィルノ県シフェンチャヌィ郡、ヴィルノ行政区旧トロキ郡内でリトアニア系が多数を占めるグミナ ¹⁶

ここで挙げられている自治体のほとんどは少数者の人口が総人口の2割以上を占めており、中には少数者がポーランド系よりも多い自治体も存在した¹⁷。概して言えば、国家語法は当時の東部地域の人口分布によく対応しており、少数者の多い地域を全体的にカバーしている事実が指摘できる（貞包2022: 103）。とはいえ、実際の〈母語〉使用において多くの制限があったことも事実である。以下に、そのような制限の例を挙げる。

1. 〈母語〉の使用に際しては当事者の民族的帰属と、申請を行う地域が一致していなくてはならなかった（国家語法第2条、国家語法施行命令第2項）。例えば、ルシン系に属する者がノヴォグルデク県でルシン語による申請を行うことはできない。【表6】にあるように、ノヴォグルデク県ではベラルーシ語による申請は認められていたが、ルシン語の使用は認められていなかったからである。
2. 〈母語〉による行政機関への申請がなされた場合、3県の例外（ルヴフ県、スタニスワヴフ県、タルノボル県）を除き、当局は国家語のみで回答した（国家語法第3条）。当事者から申請がある場合は、国家語と当事者の〈母語〉の2言語で回答した。
3. 第2条で挙げられる諸自治体では、所定の〈母語〉により議事録や公示を作成することができた（国家語法第5条）。しかし県・国家当局の公示において国家語と〈母語〉の意味合いに差がある場合、国家語の公示

が正式なものとした。

4. 鉄道および郵便、電信、電話を管轄する役所では、国家語法第2条に挙げられる自治体内であっても、すべての業務において国家語のみが使用される（国家語法第7条）。

このように、当事者個人の民族的帰属と当該自治体の地理的位置が合致する場合のみ、いずれかの〈母語〉の使用が特定の自治体内で認められていた。また、基本的には当事者からの申し出がない限り、当局からの回答は国家語のみで行われる。後述の法務言語法や学校法も、例外的に〈母語〉使用が可能な場合を定義している点が、国家語法と共通している。

3. 法務言語法の分析

法務言語法は全10条からなる。構成を概略的に示すと以下のようなになる。

【表7】法務言語法の構成の概略

条	条文の概略
第1条	裁判所、検察、公証の職務においては、あらゆる場合に国家語を使用する。
第2-5条	東部地域（クレスィ）の一部自治体では、法務（裁判所、検察、公証人の業務）においてルシン（ウクライナ）語、ベラルーシ語、リトアニア語いずれかの〈母語〉の使用が部分的に認められる。
第6条	法務における国家語の優位性
第7条	公証人業務における注意点
第8-10条	法制定に関する手続き

法務言語法第2条では、〈母語〉が裁判所ならびに検察において使用される場合が、9項目に渡って列記されている。一方、国家語法の規定と同様に、〈母語〉使用が認可されるためには当事者の民族的帰属と当該裁判所・検察管区の地理的位置が合致していなくてはならなかった。

【表 8】 法務言語第 3 条における少数者と裁判所の組合せ

少数者	裁判所・検察管区
ルシン系	ルヴフ高等裁判所管内、ヴォウイン県、ポレシエ県、ルブリン高等裁判所（2 審）、ヴィルノ高等裁判所（2 審）
ベラルーシ系	ポレシエ県、ノヴォグルデク県、ヴィルノ県、グロドノ県、ピャウイストク県ヴォウコヴィスク郡
リトアニア系	ヴィルノ県シフェンチャヌイ郡、旧トロキ郡内でリトアニア系が多数を占めるグミナ

法務言語法の規定も、国家語法と同様に、裁判所や検察における〈母語〉使用について一定の制限を設けていることが確認できる。以下にいくつか例を挙げる。

1. 当事者個人の民族的帰属と、裁判所や検察の地理的位置が合致する場合においてのみ、裁判所や検察で〈母語〉を使用することができた（法務言語法第 3 条）。この規定は、行政手続における〈母語〉使用の条件を定める国家語法第 2 条とも共通するものである。しかし法務言語法の場合、これに追加して、**2 審の裁判所が〈母語〉の使用領域外にある場合は、当事者の民族的帰属にかかわらず、2 審で〈母語〉を使用することはできないと定めている（法務言語法施行指示第 I 項）**。すなわち、当事者の民族的帰属より、裁判所の地理的位置（〈母語〉の使用が可能な地域か否か）の方が優先されていたといえる。
2. **裁判当事者の代理人（≒弁護士）が〈母語〉を使用する場合、代理人自身が少数者であることが条件とされた（法務言語法第 4 条）**。仮に、いずれかの〈母語〉を解するポーランド人が少数者の代理人を務める場合であっても、ポーランド人代理人は〈母語〉を使用することはできなかった¹⁸。
3. 法務言語法施行指示第 III 項では、「国家語の使用が原則であり、他言語の使用は**例外**」（強調は原文による）であるとして、「ゆえに疑義が生じた際は国家語に優先権が与えられなくてはならない」と明記されている。クレスイ諸法のなかでポーランド語の**優越的地位**がもっとも明確に示されている箇所と言えるであろう。

法務言語法も、国家語法と同じく、当事者の民族的帰属と当該役所の地理的位置が一致していることが、〈母語〉使用の大前提とされている。しかしながら、法務言語法では2審での〈母語〉使用制限や、代理人の〈母語〉使用に関する規定（代理人自身も当該の少数者に属していなくてはならない）なども含まれている。結果として、法務言語法では国家語の優越的地位が国家語法より明確に現れているといえるだろう。

4. 学校法の分析

学校法は全11条からなる。構成を概略的に示すと以下ようになる。

【表9】学校法の構成の概略

第1条	学校法の適用対象となる自治体の選出
第2条	学校法の目的
第3-9条	具体的な措置の規定 小学校（3-4条）、教員養成講習（5条）、普通科中学校（6-7条）、 職業学校（8条）、自治体が運営する学校（9条）
第10-11条	法制定に関する手続き

学校法第1条では、この法律の対象となる自治体の名称が列挙されている。国家語法や法務言語法とは異なり、当事者の民族的帰属と役所の地理的位置がセットになっているわけではなく、自治体名が挙げられているのみである。しかし自治体の選択そのものについては、国家語法や法務言語法とほとんど違いはない。学校法の対象となる自治体は以下のとおり：ルヴフ県、スタニスワヴフ県、タルノポル県、ヴォウイン県、ポレシエ県、ノヴォグルデク県、ヴィルノ県、ビャウイストク県グロドノ郡、同県ヴォウコヴィスク郡

学校法は、民族的に混成している土地において〈母語〉を教育言語として用いることを想定した法律である。少数者の多い一部の小・中学校では、生徒の親もしくは法的保護者からの要請に応じ、授業言語を〈母語〉に変更する、あるいは授業言語に〈母語〉を追加することが認められていた。しかしこれらの措置が学校において導入されるには、これまでの法律と同様に、いくつかの条件を満たす必要があった。以下に例を挙げる。

1. ルシン系、ベラルーシ系、リトアニア系いずれかの少数者が総人口の

25% を占めるグミナにおいて、少数者に属する生徒 40 名以上の保護者から要請がある場合、小学校における母語での教育が保障される。保護者が国家語での教育を要請している生徒が 20 名以下の場合のみ、いずれかの〈母語〉のみを授業言語とする（学校法第 3 条）。したがって、**数としては少ない少数者側のほうがより多くの賛同者を集める必要があった**。また、少数者側から要請がない場合は自動的に国家語が授業言語とされるため、少数者の方が自発的に行動を起こす必要があった。

2. **少数者側からの授業言語に関する要請は、公証人や裁判所において公的証明を受けた上で、学校監察官が有効性を確認することで受理される**（学校法施行令第 8 項）。また、少数者側からの要請が受理された場合、学校監察官は毎年 2 月 1 日より前に、授業言語の追加・修正の旨をその学区の住民に通知する必要があった。この措置については、当該少数者以外の親・法的保護者が授業言語を国家語とする要請を提出するための措置であると明記されている（学校法施行令第 10 項）。すなわち、**国家語による授業を望む側（≒ポーランド人生徒およびその保護者）には、反論を提起する機会が当局側から与えられていたことになる**。また、小学校の第 4-7 学年におけるポーランド語、ポーランド史、現代社会の授業は、授業言語を問わず、すべての学校において国家語で行われる（国家語法第 4 条）。
3. 以下の 7 県では、国家語とルシン語もしくはベラルーシ語を併用して教員養成が行われていた：ルヴフ県、スタニスワフ県、タルノボル県、ヴォウイン県、ポレシェ県、ノヴォグデルデク県、ヴィルノ県。ヴィルノ県では、リトアニア語の追加講習も行われていた（学校法第 5 条）。少なくとも法律上、教員養成における他言語併用は地理的位置によってのみ決定され、生徒や保護者の帰属に関する要件は存在しない。よって、教員養成では比較的、〈母語〉による授業が導入されやすい状況であったといえる。
4. 普通科中学校では、ルシン系あるいはベラルーシ系の生徒 150 名の保護者から要請があった場合に、ルシン語あるいはベラルーシ語と国家語の併用が認められた。また、1 都市内にルシン語のみを授業言語とする学校と、国家語を授業言語とする学校が別個に存在する場合、それらの学校は可能な限り 2 言語併用学校とする（学校法第 6 条）。職業学校では、ルシン系あるいはベラルーシ系の生徒が 40% 以上を占め、かつその生徒らの保護者が要請する場合のみ、国家語との 2 言語併用が認められる

(学校法第8条)。上記の「150名」や「40%」といった数値の根拠は不明ながら、中等教育における国家語以外の使用は、小学校における2言語併用よりもさらに厳しい条件が課せられていたといえる。

5. 対象となる集団の選択に関する疑問点

クレシ語法全体に関して言えば、法律の対象となる少数者の選択に疑問が残る。クレシ語法は、東部地域におけるルシン（ウクライナ）系、ベラルーシ系、リトアニア系の3集団に一定の言語的権利を保障するものであったが、リトアニア系は他の2者に対して圧倒的に少数の集団であった（【表2】、【表3】を参照）。またリトアニア系は、一つの基礎自治体（オルキェニキ）を除き、自治体レベルでも多数派となっていない。したがって局地的に見ても、リトアニア系が多数を占める場合はほぼなかったといえる。これらの事実を鑑みると、同じ法律の範囲内でリトアニア系がルシン系、ベラルーシ系と「同格」として扱われることは合理性に欠けている。現にクレシ語法のなかには、リトアニア系が他の2集団（ルシン系とベラルーシ系）と異なった扱われ方をしている箇所が存在する。

一つめの例は、法務言語法第3条である。この条では、〈母語〉としてのリトアニア語使用が認められる領域として、「シフェンチャヌィ郡」ならびに「旧トロキ郡内でリトアニア系が多数を占めるグミナ」の二つが挙げられていた。この二つの領域は、国家語法第2条においてリトアニア語使用が可能な自治体としても挙げられているので、一見すると妥当な選択であるように見える。ところが、法務言語法施行指示第I項第3段落には、以下のように記されている。

旧トロキ郡においてリトアニア系が多数を占めるグミナは一つ、すなわちオルキェニキしか存在せず、ここにはいかなる裁判所も拠点を持たないため、ゆえに現時点で本法〔訳者注：法務言語法を指す〕の当該部分における規定は対象を持たない。

法務言語法がなぜ規定の必要のない地域（オルキェニキ）について言及していたかは不明であるが、いずれにせよ、法務言語法は成立の時点ですでに、現実と一致しない規定を含んでいた。

リトアニア系がルシン系やベラルーシ系と異なった扱われ方をしているも

う一つの例は、学校法第6条と第8条である。これらの条では、中等教育（普通科中学校と職業学校）における国家語以外の言語の導入について規定されていた。普通科中学校においては、ルシン系あるいはベラルーシ系の生徒150名の保護者から要請がある場合、ルシン語あるいはベラルーシ語が授業言語に加えられる。職業学校においては、ルシン系あるいはベラルーシ系の生徒が全体の40%以上を占め、かつそれらの生徒の保護者から要請がある場合、ルシン語あるいはベラルーシ語が授業言語に加えられる。いずれの場合においても、リトアニア系あるいはリトアニア語については一切言及されていない。この規定は、リトアニア系市民を疎外しているというより、中等教育レベルでリトアニア系が一定数を占める学校が存在しなかったと見るほうが事実に即していると思われる。いずれにせよ、リトアニア系をルシン系、ベラルーシ系と並行的に扱っているために生じた不均衡であることには変わりない。

逆に、国内においてルシン系に次ぐ規模の少数者であり、東部地域にも多く居住していたユダヤ系市民について、クレスィ諸法は何ら言及していない。確かに、ユダヤ人についてはクレスィ諸法以外の法律で言及されていたことは事実ではある。しかしながら、ユダヤ系市民はヴェルサイユ小条約において唯一「名指し」で言及されていた事実がある（本論文 II-1）。クレスィ諸法においてユダヤ系市民が言及されていないことは、法律上の不備とまでは言えないまでも、クレスィ諸法に関する疑問点として提示できるであろう。

IV. 結論

1. クレスィ諸法の総合的な性質

本論文ではまず、戦間期ポーランドを取り巻く国際・国内情勢を概観した（本論文 II）。これを念頭においた上で、クレスィ諸法に属する国家語法、法務言語法、学校法をそれぞれ分析し、クレスィ諸法全体に共通する問題点を指摘した（本論文 III）。これらの検証から、クレスィ諸法の総合的な性質について以下の2点が明らかになった。

(1) 〈母語〉使用に関する制限（本論文 III-2, 3, 4）

クレスィ諸法の法律はいずれも、ポーランド語以外の言語の公的な場への導入に、概して高いハードルを設けている。クレスィ諸法は、当事者の民族的帰属と当局（行政機関、裁判所、検察、学校）の地理的位置が一致する場

合のみ、〈母語〉（＝ポーランド語以外の言語）の使用を認めている。加えて、法務言語法の規定によると、裁判所の地理的位置によって2審における〈母語〉使用が不可になる。この点は、当局の地理的位置の方が当事者の民族的帰属に優越することを示している。また、学校法の規定によると、人口分布にかかわらず少数者側が能動的に要請を行わなければ、〈母語〉が授業言語として導入されることはなかった。

法務言語法施行指示第Ⅲ項に「国家語の使用が原則であり、他言語の使用は例外」（強調は原文による）と明記されている事実は本論文Ⅲ-3で確認したが、「国家語を原則とし、それ以外は例外」とする規定は法務言語法に限らず、クレシ語法全体に通じる特性である¹⁹。

（2）対象となる少数者の不合理な選択（本論文Ⅲ-5）

クレシ語法は、戦間期ポーランドにおけるルシン（ウクライナ）系、ベラルーシ系、リトアニア系を対象とする政策だった。しかしこれら3集団のなかで、リトアニア系は人口の上で非常に小規模であり、それゆえに、ルシン系やベラルーシ系と法律上の扱いの上で差異が生じざるをえなかった。すなわち、リトアニア系をルシン系、ベラルーシ系と「同格」に扱う法的な必要性は低い。その一方で、東部地域の特に都市部に多く集住しており、全国的にもルシン系に次ぐ規模の少数者であったユダヤ系市民には何ら言及していない。以上の事実から、クレシ語法全体における少数者の選出は必ずしも人口に応じたものではなく、政策主体（ポーランド国家）の意図が介在している可能性が高い。

2. 今後の課題

本論文は一次資料（クレシ語法の法律文）を中心に議論を展開した。したがって、法律に明記されている事柄は検証できたものの、法律に記されていない事柄は研究の射程に入れることができなかった。例えば本論文では、「クレシ語法において政策対象となる少数者の選択は、必ずしも人口分布にもとづいたものではなく、政策主体（ポーランド）の意図が介在している可能性が高い」と指摘した（本論文Ⅳ-1）。しかし概して少数者に関する法律では、特定の集団が法律内で言及されない理由については説明されない。よって今後の研究では、法律文以外の資料を活用して、当時のポーランド国家がクレシ語法（および関連諸法）の対象となる少数者の選択にどのような意図を

含めたかを明らかにする必要がある。

* 本論文は以下の助成を受けている：

1. 科学研究費助成事業（特別研究員奨励費 22J00039、2022–25 年度）「戦間期のポーランド共和国（1918–39 年）における言語政策の研究」
2. 北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター百瀬フェロースhip（2021 年度）「戦間期ポーランドの言語政策に関する基盤研究 いわゆる「クレスイ諸法」を中心として」
3. 日本言語政策学会特定課題研究会（2022 年度）「国家・民族・言語の国際比較研究」

【一次資料（条約、法律、公文書、統計資料）】

ヴェルサイユ小条約：Treaty between the Principal Allied and Associated Powers and Poland, signed at Versailles, June 28, 1919.

ヴェルサイユ条約：The Versailles Treaty, June 28, 1919.

学校法：Ustawa z dnia 31 lipca 1924 r. zawierająca niektóre postanowienia o organizacji szkolnictwa (Dz. U. 1924 r. Nr 79, poz. 766).

学校法施行命令：Rozporządzenie Ministra Wyznań Religijnych i Oświecenia Publicznego z dnia 7 stycznia 1925 r. wydane w porozumieniu z Ministrem Spraw Wewnętrznych i Ministrem Rolnictwa i Dóbr Państwowych, w sprawie wykonania ustawy z dnia 31 lipca 1924 r., zawierającej niektóre postanowienia o organizacji szkolnictwa (Dz. U. 1925 r. Nr 3, poz. 33).

国家語法：Ustawa z dnia 31 lipca 1924 r. o języku państwowym i języku urzędowania rządowych i samorządowych władz administracyjnych (Dz. U. 1924 r. Nr 73, poz. 724).

国家語法施行命令：Rozporządzenie Wykonawcze Rady Ministrów z dnia 24 września 1924 r. do ustawy z dnia 31 lipca 1924 r. o języku państwowym i języku urzędowania rządowych i samorządowych władz administracyjnych (Dz. U. 1924 r. Nr 85, poz. 820).

法務言語法：Ustawa z dnia 31 lipca 1924 r. o języku urzędowania sądów, urzędów prokuratorskich i notariatu (Dz. U. 1924 r. Nr 78, poz. 757).

法務言語法施行指示：Okólnik nr 933/I.U./24. w sprawie wykonania ustawy z dnia 31 lipca 1924 r. (Dz. U. R. P. nr 78 poz. 757) o języku urzędowania sądów, urzędów prokuratorskich i notariatu. Do sądów apelacyjnych w Lublinie i Wilnie, do Panów Prokuratorów przy tych sądach, do wszystkich sądów (sędziów śledczych) i urzędów prokuratorskich w okręgach sądu apelacyjnego wileńskiego i sądów okręgowych w Łucku i Równem.

ポーランド共和国下院 1923 年第 10 回審議速記録：Sprawozdanie stenograficzne z 10 posiedzenia Sejmu Rzeczypospolitej z dn. 23 stycznia 1923 r.

1921 年国勢調査結果：Pierwszy Powszechny Spis Rzeczypospolitej Polskiej z dnia 30 września 1921 roku mieszkania, ludności, stosunki zawodowe.

1931 年国勢調査結果：Drugi Powszechny Spis Ludności z dn. 9. XII 1931 r. Mieszkania i

戦間期ポーランドの「クレシ語法」について
——第一次世界大戦後の国際秩序の枠組における少数者保護——

gospodarstwo domowe. Ludność.

【参考文献】

- Fink, Carol (1998) The Minorities Question at the Paris Peace Conference: The Polish Minority Treaty, June 28, 1919. In: M. F. Boemke, G. D. Feldman, E. Glaser (eds.), *The Treaty of Versailles: A Reassessment after 75 Years*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Hilpold, Peter (2020) Minority Protection Within the System of the League of Nations – Under Particular Consideration of the Position of the United States, France, and Germany. In: E. Castellarin, A. Hamann (eds.), *The Versailles Treaty: French and German Perspectives in International Law on the Occasion of the Centenary* (11èmes Journées franco-allemandes), Paris: Pedone, pp. 207–219.
- Kierski, Kazimierz (1939) *Ochrona praw mniejszości w Polsce*. Poznań: Nakładem autora.
- Łozińska, Maja; Łoziński, Jan (2012) *W przedwojennej Polsce. Życie codzienne i niecodzienne*. Warszawa: Wydawnictwo Naukowe PWN.
- Mironowicz, Eugeniusz (2000) *Polityka narodowościowa PRL*. Białystok: Wydanie Białoruskiego Towarzystwa Historycznego.
- Ogonowski, Jerzy (2000) *Uprawnienia językowe mniejszości językowych w Rzeczypospolitej Polskiej 1918–1939*. Warszawa: Wydawnictwo Sejmowe.
- 大沼保昭 [編] (1996) 『資料で読み解く国際法』東信堂、pp.260–261.
- 貞包和寛 (2022) 「戦間期ポーランドの国家語法（1924年）の分析——法律文および国勢調査を中心として——」『言語政策』第18号、pp. 83–118.
- 篠原初枝 (2015) 「国際連盟と少数民族問題 なぜ、誰が、誰を、誰から、どのようにして、保護するのか」『アジア太平洋討究』(24)、pp. 71–86.

【註】

- 1 戦間期当時、「ルシン人／ルシン語」あるいは「ルーシ人／ルーシ語」という民族名、言語名は一般的にも広く使用されていた。これらの名称はほぼ現代の「ウクライナ人／ウクライナ語」に相当すると考えてよい。現に、Ogonowski (2000) はじめとするポーランド人研究者の多くが、当時のルシン人を「ウクライナ人」と称している。とはいえ、「ルシン（ルーシ）」と「ウクライナ」の間には、政治的立場により若干のニュアンスの違いが存在した。端的に言えば、当時のルシン人（ルーシ人）のなかで国家的独立意識を特に強く持つ集団が「ウクライナ」という名称を使用する傾向があったのである（貞包 2022: 107）。本論文では、基本的には“ルシン”と記し、場合によって“ルシン（ウクライナ）”と記している。
- 2 「国家語法」、「法務言語法」、「学校法」はいずれも筆者による独自の呼称である。これらの法律の正式名称については本論文Ⅲの【表4】を参照。
- 3 シロンスク地方における当時の国内法の例としては、1922年に成立した「シロンスク県上シロンスク地域の裁判所および公証におけるポーランド語の使用に関する経過措置についての1922年1月18日の法務大臣命令」（Dz. U. 1922 r. Nr. 70, poz. 631）

などが挙げられる。

- 4 例えば、クレスィ諸法法案を検討するために招集された「四人委員会 Komisja Czterech」についてキェルスキは、「少数者からの当然の要求を充足させ、国家のすべての少数者との合意の上での共生の基盤を構築」(Kierski 1939: 485)する委員会であると説明している。しかし実際には、クレスィ諸法は決して「少数者からの当然の要求」から成立したものではない。クレスィ諸法は素案の時点ですでに少数者のポーランド化の意図が強く反映されており、加えて、ヴェルサイユ小条約(本論文 II)などに起因する国際社会からの批判を避けるために成立した側面もある(Ogonowski 2000: 87-89)。何より、四人委員会のメンバーには少数者側の代表者は一人も含まれていなかった。
- 5 引用箇所は、イェール大学ロー・スクール Yale Law School がインターネット上で公開している英語テキストを参照し筆者が翻訳したものである。以下を参照：
The Versailles Treaty June 28, 1919. <<https://avalon.law.yale.edu/imt/parti.asp>> (Accessed: 2022/11/14)
ヴェルサイユ条約については、当時の日本政府による公式の翻訳が国立公文書館アジア歴史資料センターによりインターネット上で公開されている。以下を参照：
同盟及聯合國ト独逸国トノ平和条約及附属議定書・御署名原本・大正九年・条約第一号 <<https://www.digital.archives.go.jp/img.pdf/141112>> (Accessed: 2022/11/15)
とはいえ、この翻訳は文体や仮名遣いの観点から読解し難い点もあるので、本論文では上記の英語テキストをもとに筆者が翻訳を行った。
- 6 管見の限り小条約の全文日本語訳はないようであるが、大沼〔編〕(1996)に部分訳(第2、7、8、9、12条)が掲載されている。小条約の英語テキストに関しては、アメリカ國務省歴史課のウェブサイトにおいて読むことができる。以下を参照：Treaty between the Principal Allied and Associated Powers and Poland, signed at Versailles, June 28, 1919. <<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1919Parisv13/ch29>> (Accessed: 2022/11/14)
- 7 「小条約」の他に、同条約は「少数者条約」や“Minorities Treaty”などと称されることがある(大沼〔編〕(1996)、Fink (1998)など)。しかし本文で後に述べるように、小条約の後半部は当時の国家間における外交、通商、移動、通信に関するものであったため、「少数者」を強調する呼称はやや正確性に欠ける可能性がある。よって本論文では「小条約」の略称を採用した。
- 8 とはいえ、実際に少数者問題が理事会にまで至るケースは稀なものであった。1919年から1939年までの20年間に提出された少数者関連の請願 petition の数は950件であり、そのうち審議に採択されたのは758件であったが、理事会の場で議論された請願は16件にとどまる。少数者関連の請願のほとんどは、国際連盟事務局少数者局ならびに三人委員会 Committee of Three (理事会議長、請願に利害を持たず請願当事者国の隣国でもない2国の代表からなる委員会)で審議された。このシステムは実際には多くの少数者問題を解決してきたが、審議や仲裁のプロセスが公開されていなかったために、機能不全と批判されることが多かった(Hilpold 2020: 214)。
- 9 現に、ドイツとポーランドが1922年にシロンスク地方(シュレーゼン)に関する

戦間期ポーランドの「クレスィ諸法」について
——第一次世界大戦後の国際秩序の枠組における少数者保護——

協定（いわゆるジュネーブ協定）を結んで以降、ポーランドとドイツの間にはドイツ系少数者をめぐる外交的衝突が生じている。1920年代にドイツ外交の中心的存在であったグスタフ・シュトレゼマン Gustav Stresemann はドイツ系少数者の問題を特に重視し、ポーランド側と激しい論戦が繰り返された（篠原 2015: 81-84）。

- 10 【図1】の出典は以下を参照：<<https://pnp24.pl/demografia-ii-rp-pri>> (Accessed: 2022/11/19)
- 11 【表2】は1921年国勢調査 p. 56 をもとに筆者が作成した。
- 12 【表3】は1931年国勢調査 p. 15 をもとに筆者が作成した。
- 13 1931年国勢調査では、「ウクライナ語」と「ルシン語」が別の項目として扱われていることに注意が必要である。1921年国勢調査では「ウクライナ系」という語は使用されていない（【表2】を参照）。1921年から1931年までの10年間に、ルシン（ウクライナ）人の帰属に関するどのような変化が起きたかは不明であるが、ルシン（ウクライナ）系市民が非ポーランド系のなかで最大の集団である事実は変わっていない。
- 14 このような批判の例として、ベラルーシ系議員であったタラシキェヴィチの同審議における発言を挙げる。タラシキェヴィチはポーランド民族主義の代表的な政治家であったヴォイチェフ・コルファンティ Wojciech Korfanty を次のように批判している（ポーランド共和国下院 1923年 第10回審議速記録 pp. 28-29 を参照）：「コルファンティ氏が上シロンスクにおいてポーランド人民の独立運動を主導したとき、[中略]我々はコルファンティ氏には共感しなかったかもしれないが、ポーランド民族には完全に共感したのである。そして今日、自民族の自由のためにかくも長く闘い、他民族の自由への要求も尊重するものと思われたまさにそのコルファンティ氏が、我々をポーランド化したいと明言したのである」
- 15 【表4】に含まれる法律文書、および各法律の具体的な施行を指示する文書（施行命令、施行指示）の日本語訳に関しては、貞包による以下の訳を参照：北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター百瀬フェローシップ成果公開セミナー資料 <<https://researchmap.jp/sadakane.kazuhiro/presentations/39839904>> (Accessed: 2022/11/14)
- 16 グミナ gmina とは、ポーランドの地方自治の最小単位（基礎自治体）を指す。
- 17 1921年国勢調査の結果によると、以下の4県では少数者が自治体内の最大多数を占めている（貞包 2022: 98）：タルノポル県（ルシン系 49.98%）、スタニスワヴフ県（ルシン系 69.80%）、ヴォウイン県（68.40%）、ポレシェ県（ベラルーシ系 42.59%）。
- 18 戦間期ポーランドにおける弁護士有資格者の数と各自の民族的帰属を正確に特定することは困難と思われるが、裁判において代理人を務められるほど法的知識を有するルシン人、ベラルーシ人、リトアニア人の数は極めて少数であったと予想される。というのも、三国分割時代にロシア領に含まれていた地域（クレスィの大部分）は就学率が20%以下であり、住民のほとんどが初等教育すら修了していなかったからである。以下を参照：Edukacja w II Rzeczypospolitej <<https://niepodlegla.gov.pl/o-niepodleglej/edukacja-w-ii-rzeczypospolitej/>> (Accessed: 2022/11/09)
- 19 「国家語を原則とし、それ以外は例外」という規定のあり方は、いわゆるポジティブリストの形式に近いとすることができるだろう。「ポジティブリスト／ネガティブリスト」とは、自由貿易などのルール策定の際にしばしば用いられる用語である。前

貞包和寛

者は、「自由化できる分野・範囲を個別に決定する」規定であり、後者は「禁止される分野・範囲を個別に決定する」規定である。ポジティブリストにおいては、許可されること以外はすべて禁止になるので、名前の印象に反し、自由度が低い。クレスィ諸法の場合、「ポーランド全土における国家語の使用」を原則として、自由化を行える分野・範囲（〈母語〉使用が可能となる条件）を個別に設定しているため、ポジティブリストの性質が濃いといえる。